

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する告示新旧対照条文
 (平成十八年十二月二十六日 告示百五十四号) (施行日 平成十九年一月一日)
 (傍線部分は改正部分)

○放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示
 (平成二年科学技術庁告示第七号)

		改 正 後			改 正 前
		(削る)			(事業所等の外における運搬に関する技術上の基準の適用されない放射性同位元素等の放射性同位元素の濃度)
		(L型輸送物として運搬できる放射性同位元素等) 第二条 (略) 一 放射性同位元素等であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの			第二条 規則第十八条の三第一項に定める放射性同位元素の濃度は、七十四ベクレル毎グラムとする。
		第二条 (略) 一 放射性同位元素等であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの			第三条 (略) 一 放射性同位元素等であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの
放射性同位元素等の区分	放射能の量		放射性同位元素等の区分	放射能の量	
容易に散逸しない固体状の放射性同位元素等又は放射性同位元	(略)		容易に散逸しない固体状の放射性物質等又は放射性同位元素等	(略)	

体	固
<p>素等を密封したカプセル（以下「カプセル等」という。）であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下「特別形放射性同位元素等」という。）</p>	<p>イ （略）</p> <p>ロ 別記第一に定めるところにより、衝撃試験及び打撃試験（長さが十センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が十以上である放射性同位元素等にあつては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験）を行つた場合に損壊せず、加熱試験を行つた場合に溶融又は分散せず、並びに浸漬試験を行つた場合に水中への放射性同位元素の漏えい量が、二キロボクレルを超えないものであること。ただし、衝撃試験及び打撃試験にあつては重量が二百グラム未満のカプセル等については文部科</p>

体	固
<p>を密封したカプセルであつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下「特別形放射性同位元素等」という。）</p>	<p>イ （略）</p> <p>ロ 別記第一に定めるところにより、衝撃試験及び打撃試験（長さが十センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が十以上である放射性同位元素等にあつては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験）を行つた場合に損壊せず、加熱試験を行つた場合に溶融又は分散せず、並びに浸漬試験を行つた場合に水中への放射性同位元素の漏えい量が、二キロボクレルを超えないものであること。ただし、衝撃試験及び打撃試験にあつては重量が二百グラム未満であつて文部科学大臣が認める</p>

液体・気体 (略)	(略)	学大臣が認める試験、二百グラム以上五百グラム未満のカプセル等については文部科学大臣が認める試験、加熱試験にあつては文部科学大臣が認める試験に代えることができる。
	(略)	
二 (略)	イ (略)	ロ 収納され、又は包装されていない状態で当該機器等の表面から十センチメートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
三 (略)	ハ・ニ (略)	
イ (略)		密度が第七条に規定する密度の百倍を超えないこと。
ロ・ハ (略)		

液体・気体 (略)	(略)	基準による場合、加熱試験にあつては文部科学大臣が認める基準による場合は、この限りではない。
	(略)	
二 (略)	イ (略)	ロ 収納され、又は包装されていない状態で当該機器等の表面から十センチメートル離れた位置における一センチメートル線量当量率が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
三 (略)	ハ・ニ (略)	
イ (略)		密度が第八条に規定する密度の百倍を超えないこと。
ロ・ハ (略)		

第三条 (略)

(低比放射性同位元素及び表面汚染物)

第四条 規則第十八条の三第二項の文部科学大臣の定める低比放射性同位元素は、次に掲げる各号の一に該当する放射性同位元素等であつて、容器に収納することとした場合に、当該放射性同位元素等の表面から三メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。ただし、容器によるしゃへいの効果は考慮しないこととする。

一 次に掲げる放射性同位元素等（以下「L S A・I」という。）

イ A_2 値に制限がないもの

ロ 放射性同位元素等が全体に分布しており、かつ、平均放射能濃度（放射性同位元素等の全体について平均した放射能濃度をいう。以下同じ。）が、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和五十二年運輸省告示第五百八十五号）第一条の二第一号に規定する免除濃度の三十倍を超えないもの

二 (略)

イ (略)

ロ 次の表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる要件に適

第四条 (略)

(低比放射性同位元素及び表面汚染物)

第五条 規則第十八条の三第二項の文部科学大臣の定める低比放射性同位元素は、次に掲げる各号の一に該当する放射性同位元素等であつて、容器に収納することとした場合に、当該放射性同位元素等の表面から三メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。ただし、容器によるしゃへいの効果は考慮しないこととする。

一 A_2 値に制限がない放射性同位元素等（以下「L S A・I」という。）

二 (略)

イ (略)

ロ 次の表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる要件に適

合するもの

三 (略)	気体	液	体	固 体		放射性同位元素等の区分
		(略)	(略)	(略)	可燃性のもの	
(略)	(略)	(略)	(略)	放射能の量が A_2 値の百倍を超えず、かつ、平均放射能濃度が、一グラム当たり A_2 値の一万分の一を超えないこと		要件

合するもの

三 (略)	気体	液	体	固 体		放射性同位元素等の区分
		(略)	(略)	(略)	可燃性のもの	
(略)	(略)	(略)	(略)	放射能の量が A_2 値の百倍を超えず、かつ、当該放射性同位元素等の全体について平均した放射能濃度（以下「平均放射能濃度」という。）が、一グラム当たり A_2 値の一万分の一を超えないこと		要件

2 規則第十八条の三第二項の文部科学大臣の定める表面汚染物は、放射性同位元素等によつて表面が汚染されたもの（以下この項において「汚染物」という。）であつて、次に掲げる各号の一に該当するものうち、放射能の量が A_2 値の百倍を超えず、かつ、容器に収納することとした場合に、当該汚染物の表面から三メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。ただし、容器によるしゃへの効果は考慮しないこととする。

一・二 (略)

第五条 (略)

(表示を要しないL型輸送物)

第六条 規則第十八条の四第六号の文部科学大臣の定める場合は、
第二条第二号及び第三号に定める放射性同位元素等を運搬する場合とする。

第七条 (略)

(表面又は表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値に係る承認の申請書)

第八条 (略)

一・二 (略)

2 規則第十八条の三第二項の文部科学大臣の定める表面汚染物は、放射性同位元素等によつて表面が汚染されたもの（以下この項において「汚染物」という。）であつて、次に掲げる各号の一に該当するものうち、放射能の量が A_2 値の百倍を超えず、かつ、容器に収納することとした場合に、当該汚染物の表面から三メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。ただし、容器によるしゃへの効果は考慮しないこととする。

一・二 (略)

第六条 (略)

(表示を要しないL型輸送物)

第七条 規則第十八条の四第六号の文部科学大臣の定める場合は、
第三条第二号及び第三号に定める放射性同位元素等を運搬する場合とする。

第八条 (略)

(表面又は表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率に係る承認の申請書)

第九条 (略)

一・二 (略)

三 規則第十八条の五第七号ただし書の規定による承認の申請にあつては放射性輸送物の表面における一センチメートル線量当量率の最大値、同条第八号ただし書の規定による承認に申請にあつては放射性輸送物の表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値

四・五 (略)

(一センチメートル線量当量率の最大値に乘ずる係数)

第九条 (略)

第十条～第十五条 (略)

(特別措置に係る承認の申請書)

第二十一条 (略)

一・二 (略)

三 運搬する物の表面及び表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値

四・五 (略)

(運搬物の個数の制限)

第二十三条 規則第十八条の十三第四号の規定により、二以上の運搬物を一の運搬機器に積載し、又は収納して運搬する場合は、当該運搬機器に積載し、若しくは収納する運搬物のそれぞれの輸送

三 規則第十八条の五第七号ただし書の規定による承認の申請にあつては放射性輸送物の表面における一センチメートル線量当量率、同条第八号ただし書の規定による承認に申請にあつては放射性輸送物の表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率

四・五 (略)

(一センチメートル線量当量率に乘ずる係数)

第十条 (略)

第十一条～第十五条の二 (略)

(特別措置に係る承認の申請書)

第二十一条 (略)

一・二 (略)

三 運搬する物の表面及び表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率

四・五 (略)

(運搬物の個数の制限)

第二十三条 規則第十八条の十三第四号の規定により、二以上の運搬物を一の運搬機器に積載し、又は収納して運搬する場合は、当該運搬機器に積載し、若しくは収納する運搬物のそれぞれの輸送

指数（運搬物の表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値をミリシーベルト毎時単位で表した値の百倍をいう。以下同じ。）を合計した値又は当該運搬機器に積載し、若しくは収納する二以上の運搬物の集合を直接測定して求めた輸送指数が五十以下となるよう当該積載し、又は収納する運搬物の個数を制限するものとする。

（標識又は表示）

第二十四条（略）

一（略）

放射性輸送物の区分 一 表面における一センチメートル線量当量率の最大値が五マイクロシーベルト毎時を超えないもの	標識 (略)	箇所 (略)
二 表面における一センチメートル線量当量率の最大値		

指数（運搬物の表面から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値の最大値の百倍をいう。以下同じ。）を合計した値又は当該運搬機器に積載し、若しくは収納する二以上の運搬物の集合を直接測定して求めた輸送指数が五十以下となるよう当該積載し、又は収納する運搬物の個数を制限するものとする。

（標識又は表示）

第二十四条（略）

一（略）

放射性輸送物の区分 一 表面における一センチメートル線量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えないもの	標識 (略)	箇所 (略)
二 表面における一センチメートル線量当量率が五マイクロシ		

<p>二 容器の名称</p> <p>氏名</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 容器の名称</p>	<p>第二十五条 規則第十八条の十七第四項の規定の適用を受けようとする者は、別記様式第一（既に同項の適用を受けた設計の変更を行う場合は別記様式第二）による申請書に、同条第二項第二号の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 文部科学大臣は、規則第十八条の十七第四項の規定を適用したときは、次の各号に掲げる事項を記載した放射性輸送物設計承認書を交付する。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 容器の名称</p>	<p>二・三 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>が五マイクロシーベルト毎時を超え五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの</p>
			<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
			<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>二・三 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>一ベルト毎時を超え五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの</p>	
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

三	設計承認番号
四	放射性輸送物の種類
五	放射性輸送物の外形寸法、重量その他の仕様
六	収納物の密封性に関する事項
七	B M型輸送物にあつては、B U型輸送物の設計基準のうち適合しない基準
八	容器の保守及び放射性輸送物の取扱いに関する事項
九	放射性輸送物設計承認書の有効期間
三	前項の規定により放射性輸送物設計承認書の交付を受けた者は、当該放射性輸送物の設計の変更がないことを示して、有効期間の更新を受けることができる。
四	前項の更新を受けようとする者は、別記様式第三による放射性輸送物設計承認有効期間更新申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。
五	第三項の更新を受けた者は、遅滞なく放射性輸送物設計承認書を提出し、その書換えを受けなければならない。
六	第二項の規定により放射性輸送物設計承認書の交付を受けた者は、同項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第四による届書に当該放射性輸送物設計承認書を添えて文部科学大臣に提出し、その書換えを受けなければならない。

7

第二項の規定により放射性輸送物設計承認書の交付を受けた者は、承認を受けた放射性輸送物の設計を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に別記様式第五による届書に当該放射性輸送物設計承認書を添えて文部科学大臣に提出しなければならない。